

津山市立大崎小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

めざす子ども像

- ・命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子ども
- ・自己肯定感を高め、自己の良さを十分に発揮できる子ども
- ・自己やお互いの存在を認め合い、だれとでも仲良く助け合える子ども

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめの早期発見のために毎学期アンケートを実施し、教育相談日と連携した時期にできるよう工夫する。得られた情報は、教職員間で共有する。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・学校をあげた取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果をもとに校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- <重点となる取組>
- ・「いじめについて考える週間」において、児童会を中心とした取組を行い、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・児童へのアンケートと教育相談で得られた情報は、その都度職員で共有し、問題があれば迅速に対応する。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>
- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
- ・学校運営協議会委員や大崎っサポーターの協力を得て、児童の地域の方々と学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・学校便りやPTA新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口や、学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ問題対策委員会

- <対策委員会の役割>
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>
- ・年3回開催（学期ごとに行う）
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は職員終礼で伝達。
- <構成メンバー>
- ・校外…学校運営協議会委員
- ・校内…校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当、教育相談担当、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>
- ・津山市教育委員会
- <連携の内容>
- ・保護者支援のための専門スタッフ等の派遣
- <学校側の窓口>
- ・教頭
- <連携機関名>
- ・津山警察署
- <連携の内容>
- ・非行防止教室の実施
- ・情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口>
- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 未 然 防 止	(居場所づくり) ・日頃の授業で、協働的な学習を取り入れ、互いを認められる雰囲気を醸成する。 ・行事や特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (児童会活動) ・いじめについて考える週間において、児童会が自ら考え企画する取組を行うことで、児童自身がいじめ防止を意識できるようにする。 (教員研修) ・教職員の指導力向上のため、生徒指導・児童理解の研修を行う。 ・教職員の意識向上と指導力向上のために、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を上学年(4年生～)において年1時間以上行う。
② 早 期 発 見	(実態把握) ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、その後教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ※アンケートと教育相談は必ず実施する。 (相談体制の確立) ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談できる体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行いがあつた場合、ケース会議を開き、方針をたて、全教職員間で早急に情報・方針の共有を行う。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童生徒の様子を見るためのポイントを載せたパンフレットを作成・配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けた時や、その可能性が明らかになった時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ検討委員会を開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあつたことが確認された場合は、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童および保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。